

久喜市立小・中学校における
教育データ利活用に関するガイドライン

令和6年6月
久喜市教育委員会

目次

1 はじめに	2
2 教育データ利活用の基本的な方針	3
(1) 教育・学習は技術に優先すること	
(2) 差別的取扱いの禁止等	
(3) 内心の自由の保障等	
(4) 教育の機会均等と水準の維持向上	
3 教育データ利活用に際しての具体的措置	
(1) データガバナンス体制の確立	4
① 総括管理主体	
② 保有・管理主体	
③ 分析主体	
④ 活用主体	
(2) 安全管理措置の実施	6
① 組織的安全管理措置	
② 人的安全管理措置	
③ 物理的安全管理措置	
④ 技術的安全管理措置	
(3) 関係者に対する丁寧な説明等	7
① 児童生徒及び保護者に対する丁寧な説明	
② 学校現場におけるデータ利活用の文化醸成	
③ 市民の理解の醸成	
④ 開示請求等があった場合の対応	
(4) データベースの構築・運用の在り方	8
① 想定されるユースケース	
② データベースに実装すべき機能	
③ 利活用する教育データの保存期間	
④ 卒業等に際してのデータの取り扱い	
⑤ 教育データの外部提供	
4 今後の方向性	10

1 はじめに

久喜市教育委員会では、令和元年度より、地域における要となる教育機関としての学校の在り方を見直し、子ども達の生きる将来社会を見据え、地域の実態等を踏まえた教育改革として「ALL KUKI 教育改革プロジェクト」を推進してきた。その柱の一つとして、令和2年度より、学校の情報化に関する施策「久喜市版未来の教室構想」の実現に取り組んでいる。

「久喜市版未来の教室構想」では、子ども達が「誰もが、いつでも、どこでも、だれとでも、自分らしく学べる」教育環境を実現するため、4+1のコンセプトを掲げている。

<久喜市版未来の教室4+1のコンセプト>

- 1 時間・距離に制約されないオンライン教育の実施
 - 2 客観的・継続的データに基づく個別最適な学びの提供
 - 3 汎用的な能力を養う STEAM 化された学びを提供
 - 4 統合型アプリケーションによる校務の効率化
- +1 ICT を使いこなしつつ、人間教師の良さを生かした学びのコーディネーターたる教師を育成

上記久喜市版未来の教室のコンセプトを実現するにあたって、ICT を含めたテクノロジーは「基盤となるツール」である。そもそも教育は、人格の完成と国家社会の形成者として必要な資質能力を養うことを目的としていることから、保護者はもちろん、教職員と子ども、あるいは子ども同士、ひいては地域を含めた社会と子どもとの人間的な関わりの中で行われるべきものである。このことを前提としたうえで、教育データは、子ども達一人一人の学習状況、生活状況、興味関心や特性等について、主に子ども自身及び教職員が、より多角的にあるいは効率的に理解し、自らの学びを自己調整したり、個に応じた適切な指導や支援を充実したりするための有益なサポートツールとして位置付くものである。

教育データを利活用することによって、これまで見落とされていた子どもの発する微細な SOS を認知したり、教員が個に応じた適切な指導・支援を行ったりすることができるとともに、子どもの学びのプロセスを可視化することで子ども自身が自らの学びを自己調整することができるようになるなどといった効果が期待できる。一方で、教育データを利活用するにあたっては、示されたデータはあくまで子どもの一側面を捉えた補助的情報であることを十分認識し、実態ある目の前の子どもの姿を捉えることを疎かにしてはならないことに十分留意する必要がある。

また、教育データの利活用にあたっては、取得・利用しようとするデータが利用の目的に照らし教育の本質に寄与するものであること、コンプライアンス上適切な取組であることを確認する必要がある。

本ガイドラインは、上記のことを踏まえ、久喜市内小・中学校及び教育行政において、安全・安心に教育データを利活用するための留意事項を取りまとめるものである。

なお、本ガイドラインは、今後、教育データ利活用に係る具体的な事例が蓄積され、それに伴い明らかとなった成果や課題等を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

2 教育データ利活用の基本的な方針

教育データの利活用は、これまで見落とされていた子どもの発する微細な SOS を認知したり、教員が個に応じた適切な指導・支援を行ったりすることができるとともに、子どもの学びのプロセスを可視化することで子ども自身が自らの学びを自己調整することができるようになるなどといった効果が期待できる。

他方で、示されたデータのみで評価されるのではないか、個人情報漏洩されないか、データを盲信し目の前の子どもの姿を捉えることを疎かにされないか、といった不安感や抵抗感の声があるものと認識している。

児童生徒は基本的に未成年者であることも踏まえれば、久喜市版未来の教室構想が目指す「誰もが、いつでも、どこでも、だれとでも、自分らしく学べる」教育環境を実現していく上では、教育データ利活用に関する明確なルールが示され、それが遵守され、「安全・安心」が確保されることが大前提である。

こうしたことを踏まえ、久喜市立小・中学校における教育データ利活用の基本的な方針を、以下に定める。

(1) 教育・学習は、技術に優先すること

○教育データの利活用は子どもの姿を捉える「サポートツールの一つ」である。あくまで、データは子ども自身あるいは教職員等の気付きや判断をサポートするものであり、必ずしも万能なものではなく、人間の判断を代替するものでもない。手段であるデータ利活用が目的化することのないように常に留意する。

(2) 差別的取扱いの禁止等

○教育データの利活用により、例えば特別支援学級や通級による指導の対象とすべき者を恣意的に選別したり、いじめっ子を予測するなど、児童生徒個々人のふり分けを行ったり、差別的な取扱いや不適正な利用につながったりすることがないようにする。

○教育データの利活用は、本人や保護者の理解・納得の上で行われる必要があり、望まない形で行われることによって、個人が権利利益の侵害を受けることのないようにする。

(3) 内心の自由の保障等

○教育データの利活用により、保護者及び子ども本人の承諾無しに、本人が外部に表出することを望まない内面の部分を可視化することがないようにする。

(4) 教育の機会均等と水準の維持向上

○教育データは、あくまでも子どもの自己認知の補助や教員の教育指導の改善といった、教育の機会均等と学びの質等の教育水準の向上に資する目的で利活用することとし、教職員又は児童生徒の成績等の序列化や一面的な評価につながることをないようにする。

○教育データを利活用する主体として想定されるのは、児童生徒、保護者、教職員、学校、自治体等であるが、何よりも学習者である児童生徒が受益者となるよう取り組んでいくものとする。

3 教育データ利活用に際しての具体的措置

(1) データガバナンス体制の確立

データベースについては、個人情報等の取扱いについて責任を有する主体が不明確になるリスクがあり、これに対応した制度設計や運用を行う必要がある。このため、こうした取組に当たっては、データガバナンス体制の構築等に取り組むことが重要である。

具体的には、①データを組み合わせてアルゴリズム等を用いて人によるアセスメントの補助となる判定を行う主体（以下「総括管理主体」という。）を中核に、②データを保有・管理する主体（以下「保有・管理主体」という。）、③データを分析して表現するアルゴリズム等を作成する主体（以下「分析主体」という。）、④データの提供を受け利用する主体（以下「活用主体」という。）がそれぞれ、適切な役割分担と責任関係を構築した上で、各主体の事務処理状況をチェックする体制の整備を行い、個人情報等の適正な取扱いを確保しながら、取組を進めることが重要である。また、各主体において、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により、個人情報等が利用されないようにすることが必要である。

これを踏まえ、各主体が以下のような役割分担の下、相互に連携・協力して取り組むこととする。

- ① 総括管理主体 ……教育委員会事務局指導課
- ② 保有・管理主体 ……教育委員会事務局指導課及び指導課付 GIGA スクール推進室
久喜市立小・中学校
- ③ 分析主体 ……教育委員会事務局指導課付 GIGA スクール推進室
久喜市立小・中学校
- ④ 活用主体 ……教育委員会事務局各課
久喜市立小・中学校の教職員
久喜市立小・中学校に在籍する児童生徒及び保護者 等

① 総括管理主体

特に、総括管理主体である指導課においては、データベースの構築全般を担うほか、以下のように、データベースに関するデータ全般を総括的に管理し、データガバナンス体制の中核となる役割を担う。

- 保有・管理主体から、データベースに登録するデータについて提供を受け、自ら分析すること、又は必要に応じて分析主体に情報提供し、分析を依頼すること
- データを用いた分析・判定の成果物として、困難な状況にある子どもをデータから抽出する、子どもの学びの状況を視覚化するなど、人によるアセスメントの補助となる情報を自ら取得し、又は分析主体から提供を受けた上で、活用主体へ情報提供すること

こうしたことに際しては、「久喜市教育情報セキュリティポリシー」に基づく役割のほか、利用目的の範囲内においてデータ連携とその活用が行われていることを厳格に管理すること等が求められる。

具体的には、主に以下のような対応を行う。

○データ項目の必要最小限性の担保

本市が進める教育データの利活用においては、分析結果を踏まえて当該子どもへの支援を行うことを想定しており、したがって個人情報として取り扱うこととなる。

このため、関連するデータ項目に絞って、かつデータが分析に耐え得る程度まで整っているものについて、連携・分析を行うことを想定しており、子どもに関するあらゆるデータ項目を幅広く連携・分析するということではない。

このように、政策目的に照らし、個人情報等の取扱いが必要最小限の範囲内で相当であるか否かを検討した上で取り組むこととする。

○個人情報の保護措置の実施

個人情報保護法及び久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例及び細則に基づき、「久喜市教育情報セキュリティポリシー」に則り、必要となる個人情報の保護措置を実施する。

また、後述の分析主体への情報提供に当たっての安全管理措置をはじめ、データ管理を万全にすることやデータ流出等へのリスクを最小化すること、データの取扱いやデータ連携によるメリットについて丁寧に説明すること等の対応も十分講じることとする。

さらに、個人情報の取扱いを事業者等に委託等する場合においては、自らが行うべき安全管理措置の一環として、当該事業者等に対する監督等を行うこととしており、法令遵守のための監督等の在り方について、当該事業者等と個別に協議を行っていくものとする。

② 保有・管理主体

保有・管理主体である指導課付 GIGA スクール推進室及び久喜市立小中学校においては、利用目的との関連性を確認し、必要なデータを特定し、抽出・提供を行うものとする。なお、久喜市立小中学校が扱うデータの範囲は当該校に属するデータのみとする。

今後、目的外利用や外部提供が必要となる場合には、データを扱う担当者や責任者を明確にするとともに、どの部局等に提供するのか、元の利用目的を超えてデータを提供することの必要性は何か、どのような方法でデータを取得・提供するか等について整理を行っていくものとする。

また、データ連携による成果・課題等を踏まえ、データ項目の在り方やデータ取得の在り方についても検証を行い、必要に応じて改善を図っていくこととする。

③ 分析主体

分析主体である指導課付 GIGA スクール推進室及び久喜市立小中学校においては、総括管理主体である指導課からの依頼を受け、子どもの学習状況、不登校等の困難な状況に陥る可能性のある子どもの SOS、いじめ等を早期発見するために傾向等を分析し、判定ロジックやアルゴリズムについてまとめることが考えられる。

なお、判定ロジックやアルゴリズム構築の過程において、データベースの分析を支援する事業者(以下「分析支援事業者」という。)から支援を受けることも想定されるが、その場合には、分析支援業者にデータを提供することなく、あくまで判定ロジックやアルゴリズム構築に関する支援を受けるのみとする。

④ 活用主体

活用主体である教育委員会事務局・久喜市立小中学校の教職員には、総括管理主体である指導課から分析結果等に係る情報の提供を受け、それを一助として、これまでに把握している情報とも総合的に照らし合わせながら、個々の子どもへの指導・支援を行うものとする。

また同じく活用主体である久喜市立小中学校に在籍する児童生徒及び保護者は、総括管理主体である指導課から学校を介し分析結果等に係る情報の提供を受け、児童生徒本人が自らの学習状況や特性等を把握する一助とするとともに、保護者が子の学習状況や特性等を把握する一助とする。

また、その際には、個人情報等の適正な取扱いの確保のため、後述の安全管理措置を講ずることとするとともに、支援状況の継続的な記録や、支援策の有効性の評価を行うとともに、その成果・課題等を踏まえつつ、よりの確で効果的な支援の実現に向けて、不断の改善を図っていくこととする。

(2) 安全管理措置の実施

データベースの構築及び運用に当たっては、個人情報等の適正な取扱いを確保するために、個人情報等の安全管理のための必要かつ適切な措置を講ずる必要がある。

情報の取扱いに当たっては、個人情報保護法及び久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例及び細則に基づき、「久喜市教育情報セキュリティポリシー」に則り、必要となる個人情報の保護措置を実施する。

具体的には、3-①に記載したデータガバナンス体制を整備した上で、以下の安全管理措置を講ずる。

① 組織的安全管理措置

教育データ利活用に係る組織体制として、教育委員会事務局指導課長を管理責任者とし、指導課付 GIGA スクール推進室長(以下「GIGA 室長」という。)を管理責任者補佐とする。また、個人情報等を扱う担当者としては、教育データ利活用に係る事務を所掌する事業全体を統括する職員、データの整備・分析を行う職員等に加え、学力向上及び教育相談に係る事務を所掌する職員を指定することとする。

さらに、教育データ利活用に係る個人情報の取扱状況を定期的に関係者が確認するとともに、仮に漏えい等の事案(漏えい等が疑われる事案を含む。)が発生した場合には、管理責任者から、「久喜市教育情報セキュリティポリシー」に基づく報告先である教育部長(教育情報セキュリティ責任者)、教育長(統括教育情報セキュリティ責任者)、及び副市長(最高情報セキュリティ責任者)に対し、直ちに報告を行う。そして、最高情報セキュリティ責任者の助言を得つつ、速やかに課題の特定及び解決策の実行に当たるものとする。

これらも含め、個人情報の取扱状況を定期的把握するとともに、安全管理措置についてもその状況を確認し、必要があれば見直しを行うこととする。

② 人的安全管理措置

教育データを取り扱うこととなる職員には、機微性の高い情報を扱っている自覚や、高い規範意識が求められるため、これらの意識醸成が必須である。具体的には、久喜市として職員全般に対して行っている情報セキュリティに係る教育・研修とは別途、教育データの管理・運用・セキュリティ対策や登

録する情報の内容等に関する研修を、教育データを取り扱うこととなる職員はもちろん、必要に応じ、その他の関係職員に対して実施することとする。

③ 物理的安全管理措置

データベースの構築に際しては、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止等の措置を講ずることが求められる。

本市におけるデータベースはクラウドサービスを利用することから、指定の端末以外の端末からデータベースを操作することは、原則として行わないこととする。

さらに、データベースの構築を支援する事業者が作業を行う場合にも、本市の所有する環境で使用させることとし、事業者においても適切な措置を講ずることを求めるとともに、必要に応じてモニタリングを行うこととする。

④ 技術的安全管理措置

データベースに搭載されている個人情報等へのアクセスに際しては、ユーザーの認証機能を実装する。具体的には、ID 及びパスワードによる個人単位で、職種や所属等の必要な区分に基づいた権限管理を定めるとともに、例えば機微性の高い情報を取り扱う場合には、その性質を踏まえ、データ項目単位で生体認証等の 2 要素認証を行うなど、適切な管理を行うこととする。

併せて、データの出力機能をデータベースに実装する場合には、データベースから出力された情報について、可搬媒体や情報機器によるデータの取り出し・複製は行わないこととする。また、不要となった個人データについては、廃棄・消去を適切に行うこととする。

(3) 関係者に対する丁寧な説明等

教育データを利活用するにあたっては、久喜市立小・中学校に在籍する全児童生徒を対象とするものであるとともに、機微性の高い情報も含まれることから、その構築・運用に当たっては、児童生徒本人、保護者、学校関係者、市民に対し、丁寧に説明し、理解を醸成していく必要がある。また、教育データは児童生徒本人又は保護者にとって関心事でもあることから、そのような情報の自己情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求があった場合、適切に対応する必要がある。

こうしたことを踏まえ、以下の取組を実施していく。

① 児童生徒及び保護者に対する丁寧な説明

児童生徒等から新たにデータ取得を行う際には、当該取得に係る事務連絡等の行政文書において、利用目的、利用の範囲等についての説明を付記する。また、必要に応じて保護者会等の際に説明を行うなど、丁寧な説明を心がけるものとする。

② 学校現場におけるデータ利活用の文化醸成

データ利活用にあたっては、学校が、①目的(目的を持ってデータを収集・活用することや、課題を指摘するだけでなく褒めるためにデータを活用すること)、②範囲(データとテスト結果だけでなく、様々な量的・質的データが存在すること)、③粒度(推移を見たり、一定集団に分解すること)、④鮮度(収集

から分析までのサイクルを早く回すこと)、⑤文化(学校組織にデータ利活用の文化を醸成すること)、といった視点を理解することが肝要である。各種会議や研修等をとおして、管理職を含めた教職員に周知し、文化醸成を図ることとする。

③ 市民の理解の醸成

デジタル化やデータ利活用のメリットについて、市民に対し、ホームページや広報誌等をとおして分かりやすい形で情報発信を行い、データ利活用に対する理解を醸成する。

④ 開示請求等があった場合の対応

利活用する教育データのうち、総括管理主体が保有・管理主体から提供を受けたデータを基に分析を行った結果等については、新たに生成される新たな情報とすることができる。

こうした分析結果等について、仮に当該分析の対象となっている児童生徒本人(実態としては、法定代理人である保護者)から久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例及び細則に基づき自己情報の開示又は訂正及び利用停止の請求があった場合には、その可否について個別具体的に判断を行うこととする。その際、児童生徒本人の権利利益の擁護のための最善の措置は何かという視点も踏まえつつ、開示により事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれや開示しないことの正当性、開示により保護される権利利益と侵害される権利利益との比較衡量、開示しない公益上の特別の理由の有無など総合的な観点から、検討を行うこととする。

(4) データベースの構築・運用の在り方

① 想定されるユースケース

教育データの具体的なユースケースとしては、現時点において、以下の利用場面を想定している。

- 児童生徒本人が、自身の学習状況や特性等に関するアセスメントとして利用する。
- 保護者が、子の学習状況や特性等を把握する一助として利用する。
- 学校や教育委員会が、子どもの微細な SOS を早期に発見し、個に応じた適切な指導・支援に生かすとともに、効率的に情報共有し、早期にチームで対応できるようにする。
- 教職員が、子ども一人一人の学習状況や特性について、より理解を深め、個に応じた適切な指導・支援に生かす。
- 教職員が、担当する授業の成果と課題を把握し、指導方法の改善に生かす。
- 教育委員会が、各学校の状況を把握し、効果的・効率的な指導・支援に生かす。

② データベースに実装すべき機能

上記①の想定されるユースケースを踏まえれば、実装すべき機能としては、以下が考えられる。

機能	その概要
1 アカウント管理/ ユーザー認証	・ユーザーID 等の情報を保持し、システム管理者や権限を与えられたユーザーが登録・修正・削除等を行う。

	・ユーザーがデータベースを利用する際に、ID/パスワード等によりユーザーの認証を行う。
2 データ取り込み/抽出	・データを取り込み、自動でデータベースに反映する。 ・表示したいデータについて、当該項目に絞って抽出する。
3 検索	・児童生徒や学校等を検索/選択することで、当該児童生徒や学校等に係るデータが抽出・表示される。
4 リンク	・分析結果等をクリックすると、それに関連する詳細データが表示される。
5 校務支援システム等との連携	・校務支援システム等で更新(登録・修正・削除等)されたデータがデータベースにも自動連携される。
6 ダッシュボード	・取り込んだデータを、目的に応じて、表示対象を限定し、視覚的に分かりやすい形式で表示される。
7 アラート表示	・データ分析のアルゴリズム等に基づき、注意を促したい部分についてアラートとして表示される。

※この他にも、今後実装が必要となる機能が追加になる可能性がある。

③ 利活用する教育データの保存期間

法令に保存期間の規定があるものはそれに従い、それ以外のものについては、久喜市文書取扱規程の例により、適正に管理を行うものとする。教育データとして利活用する情報のうち分析結果等については、新たに生成される情報であるため、その保存期間については 5 年を基本としつつ、対象となる文書ごとに個別具体的に検討を行うこととする。

④ 卒業等に際してのデータの取り扱い

児童生徒が本市の市立中学校を卒業した場合や本市の市立小中学校から他自治体等の所管する学校に転校した場合など、本市の所管する市立小中学校に在籍しなくなった場合には、「個人情報等の取扱いが必要となる場合は、政策目的に照らし、個人情報等の取扱いが必要最小限の範囲内で相当であるか否かを検討した上で取り組むことが重要である」という一般的な原則に照らせば、まずは保有・管理主体において、法令に別段の定めがある場合を除き、当該児童生徒に係る個人情報は保存期間が経過した場合など、政策目的上必要でなくなった段階で、個人情報としては削除・破棄することとなり、これに伴い、データベースに搭載されたデータについても同様の扱いとなる。また、分析結果等についても、分析の基となった上記の情報に係る整理に併せ、個人情報としては削除・破棄することとなる。

他方、例えば学校教育法施行規則上、「校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない」とこととされており、こうした法令に基づくデータの引き継ぎについてはこの限りではない。市町村間、或いは学校種間での連携も見据え、検討していくこととする。

⑤ 教育データの外部提供

データベースに搭載されている個人情報については、公益性の高い目的の下、守秘義務のある地方公共団体や学校の教職員がその業務の範囲で取り扱うものであり、外部に提供することには原則行わないこととし、必要が生じた場合には、個別具体の案件に対し、極めて慎重に検討するものとする。

また、教育データを本市から学術研究機関等に提供する場合には、個人に紐づくデータを削除したうえで、貸与データや利用目的、貸与期間、貸与データの管理、秘密保持等について定めた覚書等を当該学術研究機関等と個別に締結し、それに基づいて申請書兼誓約書を提出させ、承認した場合に貸与を行うものとする。

4 今後の方向性

今後の教育データ利活用は、「安全・安心」を確保したうえで、以下の6点について、より効果を高めていくこととする。

- ① 児童生徒本人が、自身の学習状況や特性等に関するアセスメントとして利用する。
- ② 保護者が、子の学習状況や特性等を把握する一助として利用する。
- ③ 学校や教育委員会が、子どもの微細な SOS を早期に発見し、個に応じた適切な指導・支援に生かすとともに、効率的に情報共有し、早期にチームで対応できるようにする。
- ④ 教職員が、子ども一人一人の学習状況や特性について、より理解を深め、個に応じた適切な指導・支援に生かす。
- ⑤ 教職員が、担当する授業の成果と課題を把握し、指導方法の改善に生かす。
- ⑥ 教育委員会が、各学校の状況を把握し、効果的・効率的な指導・支援に生かす。

これら6点について、利用するデータを精選し、より効果的な表示方法・アルゴリズムを構築していくとともに、適宜、本取組を評価し、改善を行っていくものとする。

久喜市内小・中学校及び教育委員会事務局は、教育データを利活用するにあたっては、本ガイドラインを遵守するものとする。

本ガイドラインは、今後、教育データ利活用に係る具体的な事例が蓄積され、それに伴い明らかとなった成果や課題等を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。